

## 1. 宅地建物取引業免許を**新規取得**するまでの流れ

① 事務所の開設、専任の取引士の設置



② 申請書作成・添付書類の作成、取得等



③ 免許申請

長崎市内、長与町、時津町の業者は県庁都市政策課が窓口(部数：3部)

それ以外は最寄りの各振興局にて受付(部数：4部)



④ 書類審査・事務所調査

④、⑤平均所要日数:37日

(補正に要した期間は日数には含まれません。)



⑤ 免許番号決定・通知の受領



⑥ 供託手続等

免許後、いずれかの措置を行う。

最寄りの法務局にて営業保証金(本店:1,000万円、支店:500万円)を供託

もしくは

保証協会に加入し、弁済業務保証金(本店:60万円、支店:30万円)を納付



⑦ 県へ届出・免許証受領



⑧ 営業開始

## 2. 宅地建物取引業免許を**更新**するまでの流れ

① 申請書作成・添付資料の作成、取得等

免許の有効期間満了の日の90日前から30前までの間に申請が必要です。

免許の有効期限後に更新の申請があっても受付できません。



② 免許申請・書類審査



③ 免許・免許証交付